

第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針進捗状況管理表

基本的な方向性3：
子どもに係わる経済的負担の軽減を図ります

資料 3 - 1 ③

【最終年度(令和8年度)進捗状況の評価基準】
A = 実施状況100%
B = 実施状況70%以上
C = 実施状況50%以上
D = 実施状況50%未満
E = 未実施

【実施事業の状況】
白色：拡充事業・新規事業（全61事業）
灰色：維持・継続事業（全20事業）

施策項目 1 公的制度による適正な支援

管理番号	担当課	事業	具体的な事業名（または事業内容）	最終年度（令和8年度）目標	最終年度（令和8年度）目標の進捗状況	令和5年度の取組内容	見えてきた課題	令和6年度の取組予定内容
3101	生活福祉課	生活保護の適正な捕捉による生活支援の強化（進学、就労に向けた自立支援プログラムの推進）	(1)：4月：生活保護業務実施方針において自立支援プログラム実施・推進を重要事項に位置付け (2)：4月：人事評価における組織目標及びケースワーカーの個人目標に事業推進を設定 (3)：4月～：就労阻害要因のない方は全て就労支援プログラムへつなぐ。また、傷病、障害などの課題があっても就労の意思がある方へは積極的な支援をする。また、就労訓練事業の活用を検討する (4)：4月～：学習支援プログラムの対象者すべてに対する学習環境の把握と支援情報の提供、大学進学やその後の就職など人生を見据えることができるような支援	(1)：4月：生活保護業務実施方針において自立支援プログラム実施・推進を重要事項に位置付け (2)：4月：人事評価における組織目標及びケースワーカーの個人目標に事業推進を設定 (3)：4月～：就労阻害要因のない方は全て就労支援プログラムへつなぐ。また、傷病、障害などの課題があっても就労の意思がある方へは積極的な支援をする。また、就労訓練事業の活用を検討する (4)：4月～：学習支援プログラムの対象者すべてに対する学習環境の把握と支援情報の提供、大学進学やその後の就職など人生を見据えることができるような支援	B	(1)：4月：生活保護業務実施方針において自立支援プログラム実施・推進を重要事項に位置付け (2)：4月：人事評価における組織目標及びケースワーカーの個人目標に事業推進を設定 (3)：4月～：就労阻害要因のない方は全て就労支援プログラムへつなぐ。また、傷病、障害などの課題があっても就労の意思がある方へは積極的な支援をする。また、就労訓練事業の活用を検討する (4)：4月～：学習支援プログラムの対象者すべてに対する学習環境の把握と支援情報の提供、大学進学やその後の就職など人生を見据えることができるような支援	・世帯状況、学習環境や進学への意識が異なる中、早期から継続的できめ細かい支援が重要となってくる 令和5年度以降においても、引き続き実施していく	(1)：4月：生活保護業務実施方針において自立支援プログラム実施・推進を重要事項に位置付け (2)：4月：人事評価における組織目標及びケースワーカーの個人目標に事業推進を設定 (3)：4月～：就労阻害要因のない方は全て就労支援プログラムへつなぐ。また、傷病、障害などの課題があっても就労の意思がある方へは積極的な支援をする。また、就労訓練事業の活用を検討する (4)：4月～：学習支援プログラムの対象者すべてに対する学習環境の把握と支援情報の提供、大学進学やその後の就職など人生を見据えることができるような支援
3102	庶務課	就学援助の拡充検討	日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給（就学援助制度）	適当な所得要件、給付金額、給付費目の実現	C	(1)令和5年7月末：学用品費、新入学生用品費等支給 (2)令和5年9月：新入学生用品費の入学前支給申請書を小学校就学時検診の案内に同封 (3)令和5年9月～12月：新入学生用品費の入学前支給申請を受付 (4)令和6年2月上旬：新入学生用品費の入学前支給の認否を決定 (5)令和6年2月末：新入学生用品費の入学前支給を実施	特別支援学級（通級クラス）の支給対象について妥当性を検討していく必要がある。	令和5年度の取り組みを継続。
3103	庶務課	中学校クラブ活動等に係る個人負担費用助成制度の検討（交通費、道具類等）	中学校クラブ活動等に係る個人負担費用助成制度の検討をする	適当な制度の実現	C	引き続き他市の状況を確認し、支給対象費目を精査する。	庶務課において、各学校のクラブ活動の交通費を支援しているため、現状、貧困層における支援は別途していないが、要望等があった場合に検討していく。	令和5年度の取り組みを継続。
3104	子育て課	子どもの医療費助成制度（高校生に対する医療費の助成）の見直し検討	子ども医療費助成制度（高校生等医療費助成制度含）	高校生医療費助成を含む適正な医療費助成事業の実施	A	都制度に基づき、高校生相当年齢児童の医療費助成を実施した。10月からは、市独自に所得制限及び一部負担金を撤廃し、すべての高校生等の保険診療を無償化した。	高校生等本人による申請可否について都医療助成課とのすり合わせが必要なケースがあった。今後も高校生等の状況によっては、個別に対応が必要。	引き続き高校生相当年齢児童の医療費助成を実施する。広報・LINE等を活用し、現況届・医療証発送等のタイミングで周知に努める。
3105	庶務課	学校における生理用品の配備	全市立小中学校のトイレに生理用品を配備	全市立小・中学校の保健室前のトイレ等に自由に使用することができる生理用品を配置する。また、困ったときには、保健室に来てもらいやすくするなど、その後のケアも含めて対応する	C	全市立小・中学校の保健室前のトイレ等に自由に使用することができる生理用品を配置。使用状況の調査。	誰がどの程度使用しているのか把握できないため、貧困のためか、忘れたのか等は不明であること。	令和5年度の取り組みを継続。
3106	セーフティネットコールセンター	市役所庁舎内・子ども家庭支援センター・児童館・子育て応援施設（もぐもぐ）・フードパントリーでの生理用品の無償配布	市役所庁舎内・子ども家庭支援センター・児童館・子育て応援施設（もぐもぐ）・フードパントリーでの生理用品の無償配布（22か所）	周知強化・サービスの浸透 困窮世帯に対する経済的負担を軽減する	A	・図書館やエール等、需要が見込まれる配布場所の拡大を進め、無料配布場所を30ヶ所に拡大した。 ・定期的にSNS等で配信するとともにスーパー等でのチラシ配布を検討し実施した。	無料配布を必要としている困窮している女性があり、適切な支援につなげる必要があること。	・「みらいと」の相談窓口等の支援機関の情報を伝える。 ・定期的にSNS等で配信、デジタルサイネージや広報等での周知をする。 ・「みらいく」での配布を予定。

基本的な方向性3：
子どもに係わる経済的負担の軽減を図ります

資料 3 - 1 ③

【実施事業の状況】
白色：拡充事業・新規事業（全61事業）
灰色：維持・継続事業（全20事業）

【最終年度(令和8年度)進捗状況の評価基準】
A = 実施状況100%
B = 実施状況70%以上
C = 実施状況50%以上
D = 実施状況50%未満
E = 未実施

施策項目2 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充

管理番号	担当課	事業	具体的な事業名（または事業内容）	最終年度（令和8年度）目標	最終年度（令和8年度）目標の進捗状況	令和5年度の取組内容	見えてきた課題	令和6年度取組予定内容
3201	企画経営課	運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討	運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討	検討の結果、「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」への当該項目追加の必要性があると判断された場合には速やかに実施に向けた動きをとる。	A	施設所管部署における現状・課題・考え方について調査を実施	他の子ども関連政策を含めた総合的な再分配の適正水準及び事務効率の検討が必要であるが、検討に要するデータの収集に多大なコストがかかることが明白であり、検討は困難である。	令和5年度に実施する調査の結果を踏まえ、検討を継続する。

施策項目3 家庭自立に向けた支援の充実

管理番号	担当課	事業	具体的な事業名（または事業内容）	最終年度（令和8年度）目標	最終年度（令和8年度）目標の進捗状況	令和5年度の取組内容	見えてきた課題	令和6年度取組予定内容
3301	平和と人権課	女性の再就職支援、ハローワークと連携した就労支援	(1) 子育てしながら再就職を目指すためのPC講座（ハローワークマザーズコーナー共催） (2) 八王子・日野しごと子育て両立支援面接会（ハローワーク八王子・八王子市共催） (3) 女性しごと応援キャラバン（しごとセンター多摩共催） (4) 令和5年度実施予定のデジタル人材の育成に向けた研修の準備	引き続き、随時の情報提供や、講座等の実施による、女性の再就職に向けた支援の推進。デジタル人材の育成。	B	(1)ハローワークとの共催事業の継続 (2)東京しごとセンター多摩との共催事業の継続 (3)啓発パンフの配布などの情報提供の継続 (4)令和5年度 女性デジタル人材の育成に向けた研修の実施	女性デジタル人材養成講座の発展	(1)ハローワークとの共催事業の継続 (2)東京しごとセンター多摩との共催事業の継続 (3)啓発パンフの配布などの情報提供の継続 (4)女性デジタル人材養成講座の継続
3302	市長公室	弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化	・法律相談の実施及び周知（弁護士による30分間の無料相談） ・市役所以外での相談窓口の案内（パンフレット等による案内）	市民の「法律相談」の利用、市民に対し法テラス等の利用案内の実施	A	(1)弁護士による市の「法律相談」について、広報やHPでの定期的な周知 (2)法テラスや弁護士会無料相談等の案内書類を窓口等に配置し、相談者に応じて積極的に案内	一般的な法律相談でありアドバイス程度のもになるため、継続した支援は難しい。 また、対象者への相談業務の周知等検討が必要である。	(1) 法律相談の実施及び周知（弁護士による30分間の無料相談） (2) 市役所以外での相談窓口の案内 ※子ども関係部署窓口にパンフレット等配置
	セーフティネットコールセンター	弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化	ひとり親家庭養育費確保サポート事業	ひとり親家庭が経済的に自立するために養育費を確保できるようにする。	C	弁護士相談を月に2回(各回 3枠)実施する。公正証書作成等手数料補助金制度も含め、利用者を増やすための周知を行う。	日野市で支援していない養育費に係る「保証料の支援」や「ADRの利用に係る支援」についての事業支援の必要性の有無について。	弁護士相談を月に2回(各回 3枠)実施する。公正証書作成等手数料補助金制度も含め、利用者がその後、取り決めの通りに養育費の受け取りができるように効果的な継続支援をする。

基本的な方向性3：
子どもに係わる経済的負担の軽減を図ります

資料3-1③

<p>【実施事業の状況】 白色：拡充事業・新規事業（全61事業） 灰色：維持・継続事業（全20事業）</p>	<p>【最終年度(令和8年度)進捗状況の評価基準】 A = 実施状況100% B = 実施状況70%以上 C = 実施状況50%以上 D = 実施状況50%未満 E = 未実施</p>
--	---

3303	セーフティ ネットコール センター	母子家庭等の資格取得支援の強化（国家資格等取得支援）	高等職業訓練促進給付金・母子家庭等自立支援教育訓練給付金	ひとり親が安定した職に就くことができるようにする。	B	制度をしっかりと周知し、相談者には母子父子自立支援員が説明を行う。また、制度利用中のひとり親の資格取得の受講状況等を把握し、支援する。	制度を利用して資格取得したひとり親が資格を生かして就労及び収入増に結び付くまでの母子父子自立支援員による伴走支援の必要性	制度をしっかりと周知し、相談者には母子父子自立支援員が説明を行う。また、制度利用中のひとり親の資格取得の受講状況等を把握し、支援する。
3304	セーフティ ネットコール センター	家計収支管理等に関する相談支援の充実	家計改善支援業務	事業の継続実施	A	事業の継続実施	支援対象者を適切に繋ぎ、引き続き制度活用を図る。	事業の継続実施
3305	セーフティ ネットコール センター	ひとり親セミナーの充実	ひとり親家庭の役に立つテーマでセミナーを実施する。	役立つ制度が周知され、活用されている。	B	ひとり親家庭の役に立つテーマで2回セミナーを実施する。	ひとり親家庭で希望するテーマと開催するセミナーのテーマとのマッチング	ひとり親家庭の役に立つテーマで2回セミナーを実施する。
3306	セーフティ ネットコール センター	養育困難者のセーフティネットとしての母子生活支援施設の活用	母子生活支援施設に入所が必要な母子の手続等を支援し、入居後は自立に向けて継続的に支援をする。	母子家庭が自立した生活を送ることができるようにする。	A	・母子生活支援施設の入所の必要性を的確に見極め、入所に必要な支援を行う。 ・施設を退所後自立した生活を送るために、関係機関と連携し、継続支援を実施する。	課題を多く抱える母子が入所しているため、自立に向けてきめ細かい支援が必要。	・母子生活支援施設の入所の必要性を的確に見極め、入所に必要な支援を行う。 ・施設を退所後自立した生活を送るために、関係機関と連携し、継続支援を実施する。
3307	セーフティ ネットコール センター	高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成の実施	ひとり親家庭等家賃助成事業	高校生のいるひとり親家庭にとって効果的な経済支援となる事業とする。	C	助成対象者に生活状況アンケートを実施する。また、国や都の手当や助成制度について注視していく。	高校生に対する児童手当の支給や医療費助成など国や都の政策により家賃助成のような経済的支援の必要性について検討が必要。	令和6年10月より高校生に対する児童手当が支給されることに合わせて家賃助成制度の見直しや終了を決定する。